

2023年4月24日

各位

会社名 株式会社東京通信グループ
 代表者名 代表取締役社長CEO 古屋 佑樹
 (コード番号：7359 東証グロース市場)
 問合せ先 取締役 C F O 赤堀 政彦
 (TEL. 03-6452-4523)

第三者割当による第4回乃至第7回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2023年4月6日開催の取締役会において決議いたしました、第三者割当による第4回乃至第7回新株予約権（以下、個別にまたは総称して「本新株予約権」といいます。）及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債に付された新株予約権部分及び社債部分を、それぞれ「本転換社債型新株予約権」及び「本社債」といいます。）の発行に關しまして、本日付で本新株予約権に係る発行価額の総額（10,948,300円）及び本新株予約権付社債の発行価額の総額（299,913,300円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行に関する詳細につきましては、2023年4月6日付で公表しております「第三者割当による第4回乃至第7回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行並びに行使許可及びコミットメント条項付第三者割当契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

記

〈本新株予約権の概要〉

| | |
|--------------|---|
| (1) 割 当 日 | 2023年4月24日 |
| (2) 新株予約権の総数 | 10,983個 第4回新株予約権 4,500個 第5回新株予約権 3,500個 第6回新株予約権 2,000個 第7回新株予約権 983個 |
| (3) 発 行 価 額 | 総額 10,948,300円 (第4回新株予約権1個につき1,900円、第5回新株予約権1個につき600円、第6回新株予約権1個につき100円、第7回新株予約権1個につき100円) |

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>(4) 当該発行による 潜在株式数</p> | <p>1,098,300 株（本新株予約権 1 個につき 100 株） 第 4 回新株予約権 450,000 株 第 5 回新株予約権 350,000 株 第 6 回新株予約権 200,000 株 第 7 回新株予約権 98,300 株 いずれの本新株予約権についても、上限行使価額はありませぬ。 本新株予約権の下限行使価額は 1,809 円ですが、下限行使価額においても、第 4 回新株予約権の潜在株式数は 450,000 株、第 5 回新株予約権の潜在株式数は 350,000 株、第 6 回新株予約権の潜在株式数は 200,000 株、第 7 回新株予約権の潜在株式数は 98,300 株です。</p> |
| <p>(5) 資金調達額</p> | <p>3,859,948,300 円（差引手取概算額: 3,845,948,300 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：10,948,300 円 新株予約権行使による調達額：3,849,000,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、当該調達資金の額は減少します。</p> |
| <p>(6) 行使価額</p> | <p>当初行使価額は、第 4 回新株予約権が 2,949 円、第 5 回新株予約権が 2,949 円、第 6 回新株予約権が 4,500 円、第 7 回新株予約権が 6,000 円です。 また、行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して 6 ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に修正することができます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から 6 ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 410 条第 1 項に規定される MSCB 等には該当しません。</p> |
| <p>(7) 募集又は割当て方法 （割当予定先）</p> | <p>マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）に対する第三者割当方式</p> |

(8) そ の 他

① 行使条件

本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2023年4月6日）時点における当社発行済株式総数（4,939,550株）の10%（493,955株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。

② 新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

③ 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。

④ 本契約における定め

上記のほか、割当予定先と当社との間で締結予定の本契約において、次の規定がなされます。

<本新株予約権の行使許可>

割当予定先であるマイルストーン社は、以下に基づいて当社が本新株予約権の行使の許可を行う前に行使することができる第4回新株予約権4,500個を除き、当社が本新株予約権の行使を許可（以下、「本行使許可」といいます。）した場合に限り、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ第5回新株予約権乃至第7回新株予約権を行使できます。本行使許可は、当社取締役会の決議により、段階的に、第5回新株予約権3,500個、第6回新株予約権2,000個、第7回新株予約権983個の順に実施されます。当社は、第4回新株予約権4,500個の行使が終了しない限り、第5回新株予約権に係る行使

許可を行うことはできません。また、当社は、第4回新株予約権4,500個及び第5回新株予約権3,500個すべての行使が終了しない限り、第6回新株予約権に係る行使許可を行うことはできません。さらに、当社は、第4回新株予約権4,500個、第5回新株予約権3,500個及び第6回新株予約権2,000個すべての行使が終了しない限り、第7回新株予約権に係る行使許可を行うことはできません。

当該決議がなされた場合、当社は、速やかに行使可能となった個数を本新株予約権者に通知するものとします。

<本新株予約権の行使指示>

割当予定先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、次の場合には当社から割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます(以下、「本行使指示」といいます。)

- ・東京証券取引所における5連続取引日(終値のない日を除く。)の終値単純平均が当初行使価額の130%(第4回新株予約権3,833円、第5回新株予約権3,833円、第6回新株予約権5,850円、第7回新株予約権7,800円)を超過した場合(以下、「条件成就」といいます。)、当社は、当該日の出来高の15%を100で除し、1株未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。
- ・東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が当初行使価額の150%(第4回新株予約権4,423円、第5回新株予約権4,423円、第6回新株予約権6,750円、第7回新株予約権9,000円)を超過した場合、当社は、当該日の出来高の20%を100で除し、1株未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

本行使指示を受けた割当予定先は、条件成就の日の翌日より起算して10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

なお、本行使指示は2連続取引日続けて行うことはできず、直近7連続取引日(条件成就日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計は、マイルストーン社と当社の代表取締役である古屋佑樹の資産管理会社である株式会社mono l i c e及び当社の取締役会長である外川穰の資産管理会社である株式会社YSホールディングスが2023年3月16日に締結した株

| | |
|--|--|
| | <p>式貸借契約の範囲内（合計350,000株）とし、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）以内にマイルストーン社が既に本新株予約権を行使した株式数は控除することとしております。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。</p> <p><新株予約権の取得請求></p> <p>割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前（2025年3月23日）の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、当該時点又は当該事由の発生時から行使期間の満了日までの間いつでも、当社に対し取得希望日の事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。</p> <p>⑤ その他</p> <p>前号各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p> |
|--|--|

<本新株予約権付社債の概要>

| | |
|---------------------|--|
| (1) 払込期日 | 2023年4月24日 |
| (2) 新株予約権の総数 | 20個 |
| (3) 社債及び新株予約権の発行価額 | 社債の金額は14,995,665円（額面100円につき金100円） 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。 |
| (4) 当該発行による潜在株式数 | 101,700株（新株予約権1個につき5,085株） |
| (5) 資金調達額 | 299,913,300円 |
| (6) 転換価額 | 転換価額 2,949円（固定） |
| (7) 募集又は割当方法（割当予定先） | マイルストーン社に対する第三者割当方式 |

| | |
|---------|--|
| (8) 利率 | 年率 0% |
| (9) その他 | <p>① 転換価額及び対象株式数の固定 本新株予約権付社債は、転換価額固定型であり、また、対象株式数も固定されており、価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。</p> <p>② 行使条件 本新株予約権付社債の転換により、転換に係る本新株予約権付社債の本社債権者（以下、「本社債権者」という。）が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権付社債の発行決議日（2023 年 4 月 6 日）時点における当社発行済株式総数（4,939,550 株）の 10%（493,955 株）を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権付社債の転換はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>③ 繰上償還条項 当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還すべき日の 2 週間以上前に本社債権者に対し事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、その時点で残存する本社債の全部又は一部を、各本社債の額面 100 円につき金 100 円の割合で、繰上償還することができます。</p> <p>④ 譲渡制限 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>⑤ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p> |

以上